

令和6年度工事監査

監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査  
 監査の対象 工事件名：R6ストックマネジメント更生工事  
 所管部課：都市建設部道路下水道課（工事施工課）  
 総務部契約管財課（契約担当課）  
 監査の期間 令和6年6月14日から令和7年1月31日まで  
 監査委員 平田 敬太郎 ・ 清水 義朋

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 提出書類について</p> <p>管きよ更生工法における特記仕様書第4章第2現場体制に下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）の配置が明記されているが、施工計画書に該当資格者の名簿がなく資格証の提示もされていなかった。実際には配置されていたようではあるが、相互の確認ミスは免れないと言える。提出された書類にある、手順に沿った調査・設計・施工が行われるよう要望する。</p>	<p>(1) 提出書類について</p> <p>提出された書類にある、手順に沿った調査・設計・施工が行われるよう施工管理を行っていく。</p>
<p>(2) 工事監理について</p> <p>関係者間の打ち合わせ及びその記録が不十分と思われる。本工事は現段階で順調に施工され、大きな問題は発生していない。しかしながら、道路上での工事ではどのような事態が発生しないとも限らない。</p> <p>発注者と施工者間の協議・打合せは密に行われるべきである。できれば対面による意思疎通が望まれる。それは措くとしても、両者確認の記録は残されるべきものとする。例えば、監督員が現場を見て気づいたことを指示書ではなく、口頭であったとしても何らかの記録を残すことは重要である。これは監督員の日報でもよい、前例では野帳に記録したことが証拠として採用された例がある。</p> <p>順調な時は問題とならないが、問題が発生した時を考慮して、会議記録、打合せ記録は文書で残されるよう要望する。</p>	<p>(2) 工事監理について</p> <p>発注者と施工者間の協議・打合せは密に行い、発注者から施工者への指示は、会議記録や打合せ記録として提出するよう施工者に求め、提出された記録を監督員が確認を行っていく。</p>